

7. 換金について

- (1) 換金商品券について
 - ①商品券裏面に必ず加盟店店名印を押印して下さい。
 - ②加盟店店名印の押印が無い商品券の換金はできません。
- (2) 商品券換金の最終締め切りは令和 2 年 3 月 25 日（水）午後 3 時です。
- (3) 換金手続き
 - ①お支払いは全てご指定の銀行口座への振込となります。
 - ②換金受付日は毎月 5 日、15 日、25 日とします。土日祭日の場合は直近の月曜日となります。

2019 年 10 月	・・・	7 日（月）・15 日（火）・25 日（金）
2019 年 11 月	・・・	5 日（火）・15 日（金）・25 日（月）
2019 年 12 月	・・・	5 日（木）・16 日（月）・25 日（水）
2020 年 1 月	・・・	6 日（月）・15 日（水）・27 日（月）
2020 年 2 月	・・・	5 日（水）・17 日（月）・25 日（火）
2020 年 3 月	・・・	5 日（木）・16 日（月）・25 日（水）

 - ③上記換金受付日以外の換金は、一切お請けできませんのでご注意ください。

- (4) 換金時間
 - ・午前 9 時～午後 3 時まで
- (5) 送金について
 - ・換金手続き日から 2 営業日以内にお振り込みします。
- (6) 換金持込場所

小諸市本町二丁目 3-13
株式会社まちづくり小諸
(駐車場はございません。最寄りのパーキングをご利用ください)



各位

プレミアム付商品券発行事業実施者
株式会社まちづくり小諸
代表取締役 荻原 守

プレミアム付商品券取扱店募集のご案内

拝啓
季夏の候、貴店益々ご隆盛の事とお慶び申し上げます。
さて、小諸市では、令和元年 10 月 1 日から実施される消費税率引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯の消費への影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起・下支えをするため、低所得者及び子育て世帯向けのプレミアム付商品券の販売を行います。
今回のプレミアム付商品券は小諸市の補助事業ですので小諸商工会議所会員で有る無しに拘らず、市内の全ての商店・事業所が取扱店対象となるということから、前回同様小諸市においては販売事務一切の業務を、(株)まちづくり小諸で受託することになりました。
応募要項をご一読戴きまして、是非とも取扱店としてご応募戴きたく、ご案内方々お願いを申し上げます。
ご不明な点は、(株)まちづくり小諸プレミアム付商品券事務局「27-0156」までお問合せをお願い致します。

敬 具

小諸市プレミアム付商品券の概要

- (1) 名 称：小諸市プレミアム付商品券
- (2) 発行事業実施者：株式会社 まちづくり小諸
- (3) 発行総額：2 億 2 千 500 万円(プレミアム分 4 千 500 万円含む、プレミアム率 25%)
- (4) 発行部数：4 万 5 千セット
- (5) 発 売 価 格：1 冊 あた り 4,000 円 (500 円 券 10 枚 綴 り 5,000 円 分)
- (6) 販 売 期 間：令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 2 月 28 日午後 5 時
- (7) 利 用 期 間：令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 2 月 29 日午後 6 時
- (8) 販 売 方 法：小諸市役所での対面販売（購入引換券が必要）
- (9) 販 売 上 限：一人 5 セットまで額面 25,000 円（販売額 20,000 円）
- (10) 販 売 対 象：小諸市に住居登録のある個人の内、2019 年度住民税非課税者、及び平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日までに生まれた子が属する世帯の世帯主
※今回のプレミアム商品券は、取扱店の負担金はありません

8. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。又、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9. その他留意事項

この「募集要項」に記載されてない事項、不明な点は、
(株)まちづくり小諸 ☎ 0267-27-0156 までお問合せ下さい。

小諸市プレミアム付商品券 発行事業実施者
株式会社まちづくり小諸
〒384-0026
長野県小諸市本町二丁目3番13号
☎0267-27-0156
URL :<https://www.machidsukuri-komoro.com/>

小諸市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

1. 取扱における厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- (2) 商品券は販売・サービスの提供が伴わない行為での現金化はできません
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、つり銭は出ません
- (4) 不足分は現金で受け取って下さい
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対して、その責任を負いません

2. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払（税金・電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券・商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等の換金性の高いもの・宝くじの購入
- (3) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- (4) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金・金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

3. 取扱店の参加資格

- (1) 小諸市内に店舗・営業所等を有し、平成 30 年度確定申告時に、営業所得・事業所得のある個人 / 法人とします。

4. 取扱ができない事業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記 2 の商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 {平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号} に規定する暴力団をいう）暴力団員（同第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに報告して下さい。
(株) まちづくり小諸 ☎ 0267-27-0156
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（仕入等）に使用しないで下さい。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) 長野県暴力団排除条例及び小諸市暴力団排除条例を厳守して下さい。

6. 申請手続きについて

- (1) 申請方法
この「募集要項」に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、下記まで郵送してください。

「小諸郵便局〒384-8790 小諸郵便局留 小諸市プレミアム付商品券発行事務局」宛

「取扱店登録申請書」は「小諸市プレミアム付商品券」のホームページ（裏面記載）からダウンロードできます。また、☎ 0267-27-0156 までお電話いただければ郵送いたします。

- (2) 申請締切日
令和 元年 8 月 30 日（当日消印有効）
取扱店一覧表を作成して販売時に購入者へ配布します。
また、小諸市プレミアム付商品券のホームページに掲載いたします。
尚、締切日以降の申請者は、追加情報をホームページ等で随時更新掲載いたします。
- (3) 申請後の審査・承認
申請のあった事業者は、審査を経て取扱店として承認します。
承認した場合には後日「ポスター・関係書類」を郵送します。
- (4) その他
市内に複数の店舗がある場合は、個別の店舗ごとに申し込んで下さい